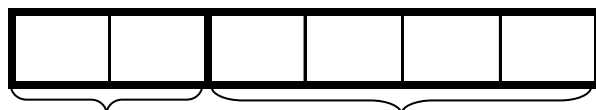


介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード (平成31年4月施行版)

1 訪問型サービスコード表	… 1
2 通所型サービスコード表	… 2
3 短期集中予防サービスコード表	… 3
4 介護予防ケアマネジメントサービスコード表	… 4

介護予防・日常生活支援総合事業費等単位数サービスコードについて

サービスコードの構成：



サービス種類コード サービス項目コード

サービス種類・サービス種類コード：

サービス種類	サービス種類コード	サービス項目コード
訪問型サービス	A2	サービス種類 毎に付番
通所型サービス	A6	
短期集中予防サービス	A7	
介護予防ケアマネジメントサービス費	AF	

サービス内容略称：

介護予防・日常生活支援総合事業費等単位数サービスコードの算定項目に対応した略称名称であり、最大30文字としている。
算定項目を複数合成しているものについては、原則「・」の区切りをつけている。

留意事項：

- ・ **青色** の網掛けは、平成30年10月の報酬改定により、サービスコードが追加及び変更になったもの
- ・ **黄色** の網掛けは、平成30年10月の報酬改定により、サービスコードの変更はないが、項目等が変更になったもの
- ・ **灰色** の網掛けは、平成31年4月の報酬改定により、サービスコードが廃止になったもの

1 訪問型サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成	算定	
種類	項目					単位数	単位	
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）		1,168	1月につき	
A2	1113	訪問型サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818		
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,051		
A2	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	× 90%	736	
A2	2111	訪問型サービスⅠ・日割		事業対象者・要支援1・2（週1回程度）		38	1日につき	
A2	2113	訪問型サービスⅠ・日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27		
A2	2114	訪問型サービスⅠ・日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	34		
A2	2115	訪問型サービスⅠ・日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	× 90%	24	
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）		2,335	1月につき	
A2	1213	訪問型サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,635		
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,102		
A2	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	× 90%	1,472	
A2	2211	訪問型サービスⅡ・日割		事業対象者・要支援1・2（週2回程度）		77	1日につき	
A2	2213	訪問型サービスⅡ・日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	54		
A2	2214	訪問型サービスⅡ・日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	69		
A2	2215	訪問型サービスⅡ・日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	× 90%	49	
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（Ⅲ）	要支援2（週2回を超える程度）		3,704	1月につき	
A2	1323	訪問型サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,593		
A2	1324	訪問型サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,334		
A2	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	× 90%	2,334	
A2	2321	訪問型サービスⅢ・日割		要支援2（週2回を超える程度）		122	1日につき	
A2	2323	訪問型サービスⅢ・日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85		
A2	2324	訪問型サービスⅢ・日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	110		
A2	2325	訪問型サービスⅢ・日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	× 90%	77	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき	
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	初回加算			200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算	200	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 137/1000 加算		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（3）で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	（3）で算定した単位数の 80% 加算		

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。
※倉敷市が規定する単位数は、国が規定する単位数と同一としています。

2 通所型サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定	
種類	項目						単位数	単位	
A6	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,647 単位		1,647	1月につき	
A6	1112	通所型サービス1日割			54 単位		54	1日につき	
A6	1121	通所型サービス2		要支援2	3,377 単位		3,377	1月につき	
A6	1122	通所型サービス2日割			111 単位		111	1日につき	
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算				1月につき	
A6	8111	通所型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5% 加算				1日につき	
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算				240 単位加算	240	1月につき
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	事業対象者・要支援1		376 単位減算	-376		
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2		要支援2		752 単位減算	-752		
A6	5010	通所型サービス生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算				100 単位加算	100	
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算				225 単位加算	225	
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算				150 単位加算	150	
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算				150 単位加算	150	
A6	5006	通所型サービス複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善		480 単位加算	480	
A6	5007	通所型サービス複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び栄養口腔機能向上		480 単位加算	480	
A6	5008	通所型サービス複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上		480 単位加算	480	
A6	5009	通所型サービス複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700 単位加算	700	
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所方評価加算				120 単位加算	120	
A6	6107	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1		72 単位加算	72	
A6	6108	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ12			要支援2		144 単位加算	144	
A6	6101	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ21		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1		48 単位加算	48	
A6	6102	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ22			要支援2		96 単位加算	96	
A6	6103	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1		24 単位加算	24	
A6	6104	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2			要支援2		48 単位加算	48	
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算1	リ 生活機能向上連携加算	200 単位加算			200		
A6	4003	通所型サービス生活機能向上連携加算2		運動器機能向上加算を算定している場合			100 単位加算	100	
A6	6201	通所型サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)				5 単位加算	5	1回につき
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 59/1000 加算			1月につき
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 43/1000 加算			
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 23/1000 加算			
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定
種類	項目						単位数	単位
A6	8001	通所型サービス1・定過	イ 通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,647 単位	定員超過の場合 ×70%	1,153	1月につき
A6	8002	通所型サービス1日割・定過			54 単位		38	1日につき
A6	8011	通所型サービス2・定過		要支援2	3,377 単位		2,364	1月につき
A6	8012	通所型サービス2日割・定過			111 単位		78	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定
種類	項目						単位数	単位
A6	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,647 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 ×70%	1,153	1月につき
A6	9002	通所型サービス1日割・人欠			54 単位		38	1日につき
A6	9011	通所型サービス2・人欠		要支援2	3,377 単位		2,364	1月につき
A6	9012	通所型サービス2日割・人欠			111 単位		78	1日につき

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

※倉敷市が規定する単位数は、国が規定する単位数と同一としています。

3 短期集中予防サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定
種類	項目						単位数	単位
A7	1001	短期集中健幸アップ教室通所1	短期集中健幸アップ教室サービス費	事業対象者・要支援1・2	利用者負担割合1割で、送迎体制がある場合	370 単位	370	1回につき
A7	1002	短期集中健幸アップ教室通所2			利用者負担割合1割で、送迎体制がない場合	360 単位	360	
A7	1003	短期集中健幸アップ教室通所3			利用者負担割合2割で、送迎体制がある場合	370 単位	370	
A7	1004	短期集中健幸アップ教室通所4			利用者負担割合2割で、送迎体制がない場合	360 単位	360	
A7	1005	短期集中健幸アップ教室通所5			利用者負担割合3割で、送迎体制がある場合	370 単位	370	
A7	1006	短期集中健幸アップ教室通所6			利用者負担割合3割で、送迎体制がない場合	360 単位	360	
A7	1007	短期集中健幸アップ教室通所7			利用者負担割合免除で、送迎体制がある場合	370 単位	370	
A7	1008	短期集中健幸アップ教室通所8			利用者負担割合免除で、送迎体制がない場合	360 単位	360	
A7	1101	短期集中健幸アップ教室訪問1			利用者負担割合1割	360 単位	360	
A7	1102	短期集中健幸アップ教室訪問2			利用者負担割合2割	360 単位	360	
A7	1103	短期集中健幸アップ教室訪問3			利用者負担割合3割	360 単位	360	
A7	1104	短期集中健幸アップ教室訪問4			利用者負担割合免除	360 単位	360	

4 介護予防ケアマネジメント費

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2	430 単位	430	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300 単位	300	
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算		300 単位	300	

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。

※倉敷市が規定する単位数は、国が規定する単位数と同一としています。